

広島市立中央図書館、広島市こども図書館及び広島市映像文化ライブラリーに係る指定管理者候補者の選定について

広島市立中央図書館、広島市こども図書館及び広島市映像文化ライブラリーについて、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地

ア 広島市立中央図書館 広島市南区松原町9番1号

(分館)

(イ) 広島市立中区図書館 広島市中区加古町4番17号

(ア) 広島市立東区図書館 広島市東区東蟹屋町10番31号

(ウ) 広島市立南区図書館 広島市南区比治山本町16番27号

(エ) 広島市立西区図書館 広島市西区横川新町6番1号

(オ) 広島市立安佐南区図書館 広島市安佐南区中筋一丁目22番17号

(カ) 広島市立安佐北区図書館 広島市安佐北区可部七丁目28番25号

(キ) 広島市立安芸区図書館 広島市安芸区船越南三丁目2番16号

(ク) 広島市立佐伯区図書館 広島市佐伯区五日市中央六丁目1番10号

(附属施設) 広島市立佐伯区図書館湯来河野閲覧室 広島市佐伯区湯来町大字和田353番地の1

(ケ) 広島市まんが図書館 広島市南区比治山公園1番4号

(附属施設) 広島市まんが図書館あさ閲覧室 広島市安佐南区上安二丁目30番15号

イ 広島市こども図書館 広島市中区基町5番83号

ウ 広島市映像文化ライブラリー 広島市南区松原町9番1号

(2) 設置目的

ア 中央図書館

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

イ こども図書館

児童及び生徒の教養の向上及び福祉の増進に資することを目的とする。

ウ 映像文化ライブラリー

映像及び音楽に関する作品及び資料を収集し、保存し、その活用を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

2 選定（非公募）の概要

(1) 指定管理者候補者名

公益財団法人広島市文化財団（広島市中区加古町4番17号）

(2) 非公募理由

図書館の管理運営には、所蔵する図書等の資料や本市の歴史、文化等について幅広い知識を有し、多様化・高度化する住民の学習ニーズに適切に対応した図書館サービスを提供できる実務経験豊かな専門職員を多数確保する必要がある。

また、映像文化ライブラリーについては、中央図書館との一体的な管理とすることにより、効果的かつ効率的な管理運営が可能となる。

このため、専門的知識や豊富な経験を持つ職員を多く有する公益財団法人広島市文化財団を非公募により指定管理者とする。

3 市民局指定管理者指定審議会（非公募施設審査部会）委員

役職	職名	氏名
部会長	市民局長	中谷 満美子
委員	市民局次長	石橋 正啓
委員	文化スポーツ部長	光田 直史
委員	国際平和推進部長	松尾 雄三
委員	人権啓発部長	岩本 和恵

4 審査の概要

(1) 審査の方式

市民局指定管理者指定審議会非公募施設審査部会において、指定管理者候補者の選定を行った。

審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。

(2) 評価基準

別紙「広島市立中央図書館、広島市こども図書館及び広島市映像文化ライブラリー指定管理者候補者の評価基準等」のとおり。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**公益財団法人広島市文化財団**を指定管理者候補者として選定した。

申 請 者	公益財団法人広島市文化財団
評 価 項 目 1	適
評 価 項 目 2	適
評 価 項 目 3	適
評 価 項 目 4	適
① 指定管理料上限額 62億2,368万円	
② 指定管理料提案額 61億9,655万1千円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

参考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進する行政施策に係る取組状況について確認を行った。

＜指定管理者候補者となった公益財団法人広島市文化財団の取組状況＞

確 認 項 目		取組状況	備 考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.5%）】	達成 (3.73%)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	一
		その他事業所等がある場合	一
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	一
		2割以上で5割未満の場合	一

広島市立中央図書館、広島市こども図書館及び広島市映像文化ライブラリー指定管理者候補者の評価基準等

ア 評価項目

評価項目	適否
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 【評価のポイント】 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 【評価のポイント】 ① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ④ 利用料金の設定等は利用者サービスを考慮したものになっているか。	
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 【評価のポイント】 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

イ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
【1 障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【2 環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得	有・無
【3 男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【4 地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当